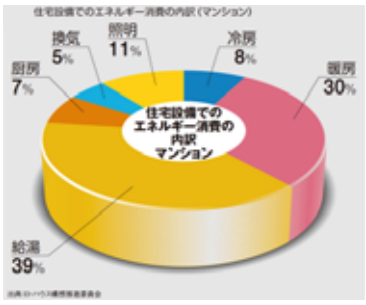
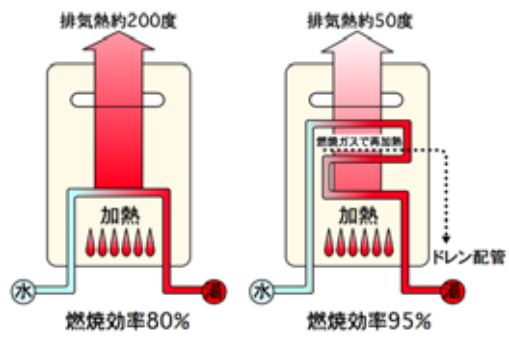


最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 12501004

性能分野	環境・省エネルギー性能													
大分類	設備機器の節エネ・高効率化													
中分類	高効率化													
技術の名称	給湯機器の高効率化（潜熱回収式ガス給湯器）													
改修技術の概要	<p>【改修工事の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅における一次エネルギー消費量のうち、その多くを給湯設備の一次エネルギー消費量が占めていることから、給湯設備の給湯負荷を低減することは住宅の省エネに効果的である。  <p>< 出典：「既存マンション省エネ改修のご提案」 日本建材・住宅設備産業協会 ></p> <p>【各設備の高効率化の特徴】</p> <p>潜熱回収式ガス給湯機に交換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来のガス給湯器は、燃焼効率が80%程度であり、使用するガスの20%程度が放熱や排気熱として無駄になっていた。潜熱回収型ガス給湯器は、これらの排気熱を加熱に再利用して、排気熱を50度まで下げ、燃焼効率を95%まで向上させる。 1台で風呂の給湯、温水床暖房、ミストサウナまで様々な用途に使用できる。 従来のガス給湯器と違って、ドレン水が排出されるため配管経路の確保が必要となるが、追い炊き管を利用した専用配管不要のタイプも販売されている。 ベランダや通路に設置可能な屋外壁掛け型、PS設置型、チャンバ室にも設置できる薄型スリム・軽量型等さまざまなタイプがあり、動線の影響少ない箇所への設置が可能。 バランスチャンバ式からの改修では浴槽を広くできる。 													
	共同住宅のタイプごとの技術の適用	<p>技術の種類</p> <p>調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）</p>	<p>共同住宅のタイプごとの適用可能性</p> <table border="1"> <tr> <td>S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)</td> <td>使われる可能性が相当ある</td> </tr> <tr> <td>S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)</td> <td>使われる可能性が相当ある</td> </tr> <tr> <td>S56～H2年供給(総プロB)</td> <td>使われる可能性が相当ある</td> </tr> <tr> <td>H3～12年供給(総プロC)</td> <td>使われる可能性が相当ある</td> </tr> <tr> <td>H13年以降供給(総プロD)</td> <td>使われる可能性が相当ある</td> </tr> <tr> <td>(補足)</td> <td></td> </tr> </table>	S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある	S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある	S56～H2年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある	H3～12年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある	H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある	(補足)
S55年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある													
S55年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある													
S56～H2年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある													
H3～12年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある													
H13年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある													
(補足)														

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専用部分) 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 (ガス消費機器) 注意すべき主な法令 (ガス事業法)
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること (仮設以外) () まとまった土地が利用できること (仮設以外) () 住宅の数が多く密度が高い () 特定の設備があること ()
足場の設置が必要		必要 不要 ()
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 (一時的にベランダが利用不可の場合がある)
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限 (ベランダに機器を設置する場合) 日照・採光等への影響 ()
当該技術が利用される工事		計画修繕工事 (劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事 (耐震性の向上 他の性能の向上)
技術的限界		・ドレン経路の確保が困難な場合は、適用ができない場合もある。
参考資料	技術情報	・「改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル」国土交通省
	価格情報	・「マンション RE2010」(一財)経済調査会